

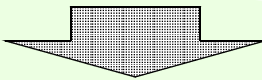
交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置基準について

警備業者は、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務について、当該警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければなりません。

富山県公安委員会では、検定合格警備員の配置が必要な交通誘導警備業務について、配置基準を次のとおり見直し、7路線を認定したうえで令和7年6月1日から施行します。

○ 前回認定した路線(令和7年5月31日まで有効)

路線	区間
1 国道8号	富山県の全域
2 国道41号	富山県の全域
3 国道156号	富山県の全域
4 国道160号	富山県の全域
5 国道415号	富山県の全域
6 主要地方道富山立山公園線	立山有料道路を除く富山県内の区域

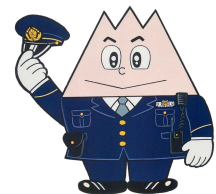


○ 今回認定した路線(令和7年6月1日から施行)

路線	区間
1 国道8号	富山県の全域
2 国道41号	富山県の全域
3 国道156号	富山県の全域
4 国道359号	富山県の全域
5 国道415号	富山県の全域
6 主要地方道富山立山公園線	立山有料道路を除く富山県内の区域
7 県道八幡田稻荷線	富山県の全域

※ 今回、新たに認定された路線 国道359号、県道八幡田稻荷線
前回認定から除外する路線 国道160号

警備業者に交通誘導警備を依頼される際は、上記のとおり認定された路線では、検定合格警備員の配置が義務付けられていることについて、御配慮いただきますようお願いいたします。



富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話 076 (441) 2211 (内線3045)